

## **[事案 29-189] 契約無効請求**

・平成 30 年 5 月 21 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人から元本保証の貯蓄型の保険であるという虚偽の説明を受けて、誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 11 月に契約した終身保険、米ドル建終身保険、がん保険等の 5 件の保険契約について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、他社の掛け捨ての保険と違い、5 件の保険契約すべてが貯蓄型で、いつでも引き出せる貯金のような保険であると虚偽の説明を受けた。
- (2)契約時、受け取れる保険金のみ説明を受け、保険料の掛け捨て、元本割れなどのリスクの説明および契約者貸付制度の説明は全く受けていない。
- (3)募集人に「顧客に対する説明責任・適合性原則」に違反する行為があった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は本契約について設計書、パンフレット等を用いて説明している。設計書には解約返戻金等一覧表、払込保険料の累計等が記載されており、どの商品が掛け捨てで、終身保険がいつまで元本割れするか契約前に確認することができる。
- (2)募集人は保険料が掛け捨てであることや、元本割れなどのリスクの説明をしており、契約者貸付についても説明しているほか、米ドル建終身保険については、申立人が為替リスクを理解しているか別の社員から電話で確認している。
- (3)募集人は、申立人の意向・適合性を確認しており、申立人は意向確認書・適合性確認書に署名している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の虚偽の説明があり、申立人が誤信して契約した等とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。